

⑧リスク管理債権の状況（法定）

（単位：百万円）

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 増 減 |
|------------|--------|--------|------|
| 破綻先債権額 | 0 | - | 0 |
| 延滞債権額 | 172 | 155 | △ 16 |
| 3カ月以上延滞債権額 | - | - | - |
| 貸出条件緩和債権額 | 3 | - | △ 3 |
| 合 計 | 176 | 155 | △ 21 |

注1：破綻先債権

元本または、利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または、利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由、または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

注2：延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

注3：3カ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）をいいます。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2及び注3に掲げるものを除く。）をいいます。